



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*11 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

1045	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1046	指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
1047	指定自立支援医療機関の変更	(").....	2
1048	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
1049	保安林の指定施業要件の変更	(").....	3
1050	"	(").....	4
1051	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	4
1052	"	(").....	4
1053	"	(").....	5
1054	"	(").....	5
1055	"	(").....	5
1056	"	(").....	6
1057	"	(").....	6
1058	"	(").....	7
1059	"	(").....	7
1060	"	(").....	7
1061	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8

○ 警察本部告示

11	一般競争入札による落札者の決定	8
12	随意契約の相手方の決定	9

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第2(第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置	別表第2(第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置				
<table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td>検問所、警備派出所及び警察官連絡所</td> </tr> </table>	所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所	<table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td>検問所、警備派出所及び警察官連絡所</td> </tr> </table>	所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所
所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所				
所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所				

		の名称及び位置				の名称及び位置	
		名称	位置			名称	位置
略	略	略		略	略		
和歌山県からつぎ警察署	略	略		和歌山県からつぎ警察署	略	略	
				和歌山県岩出警察署	相谷警察官連絡所	岩出市相谷	
					上岩出警察官連絡所	岩出市西国分	
略	略			略	略		

附 則

この規則は、令和5年9月15日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1045号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011701095	OCEANヘルパーステーション	紀の川市貴志川町丸栖662番地1	居宅介護	特定なし	未楽来株式会社	紀の川市粉河22番地2	令和5.9.1

和歌山県告示第1046号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
おのクリニック	和歌山市太田一丁目14-11 オオトヨビル2階	小野善郎	令和5.9.1

和歌山県告示第1047号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社絆	海南市日方1289-180 801号室	医療機関の所在地	海南市日方1279-3 201号室	海南市日方1289-180 801号室	令和5.3.17

和歌山県告示第1048号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字井関字津兼184の44、184の45
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡広川町大字井関字津兼184の45（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1049号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1050号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1051号

和歌山県和歌山市西浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年3月5日から令和5年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西浜の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1052号

和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年8月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1053号

和歌山県橋本市横座の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年8月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市横座の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市横座の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1054号

和歌山県田辺市本宮町大津荷・本宮町小津荷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年1月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町大津荷・本宮町小津荷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町大津荷・本宮町小津荷の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1055号

和歌山県新宮市三輪崎一丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月14日から令和4年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市三輪崎一丁目の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市三輪崎一丁目の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1056号

和歌山県新宮市蓬莱一丁目の一部及び蓬莱二丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月14日から令和4年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市蓬莱一丁目の一部及び蓬莱二丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市蓬莱一丁目の一部及び蓬莱二丁目地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1057号

和歌山県紀の川市竹房の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
令和3年3月26日から令和5年2月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市竹房の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市竹房の一部地区

- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1058号

和歌山県有田郡有田川町大字松原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字松原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字松原の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1059号

和歌山県有田郡有田川町大字大蔵の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年12月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字大蔵の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字大蔵の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年8月31日

和歌山県告示第1060号

和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

令和3年2月2日から令和5年1月12日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区

5 認証年月日

令和5年8月31日

和歌山県告示第1061号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年9月12日

和歌山県知事 岸 本周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3647	田辺市秋津町字下新田48番1の一部、49番1の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 5.8.28	6.00	39.53

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

携帯電話解析装置賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月12日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
携帯電話解析装置賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
令和5年8月1日
- 落札者の氏名及び住所
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
- 落札金額
月額918,500円（うち消費税及び地方消費税の額83,500円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年6月16日

和歌山県警察本部告示第12号

和歌山県警察交通情報総合管理システム改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月12日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察交通情報総合管理システム改修委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年8月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社関西支社

大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号

5 随意契約に係る契約金額

37,600,640円（うち消費税及び地方消費税の額3,418,240円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。